

保育所等保育施設の職員配置基準及び処遇改善を求める意見書

近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じており、子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であり、その背景としては、保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、O E C D先進国と比較しても、少ない職員配置で大勢の子どもの保育を行わなければならない、保育士一人ひとりの負担が増していることや、そうした仕事に対する処遇が低いことが要因となっています。

ついては、保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に見直しを図るとともに、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要であることから、政府に対し、次のとおり求めます。

- 1 保育施設の配置基準をO E C D先進国並みの質の高い幼児教育・保育を提供することができる配置基準に改善すること。
- 2 保育施設・学童保育施設等の職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算措置をすること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化の促進及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を早急に策定し、実施に移すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年12月19日

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策） あて